

# 告示

## 埼玉県春日部県税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和二年五月十九日

埼玉県春日部県税事務所長 田 森 千和子

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
松惣株式会社	代表取締役 松本 義昭	埼玉県久喜市久喜中央四丁目一番十三号	令和二年三月三十一日